

8 月下旬号  
2014 年

# 国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

## 8 月 23 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

8月23日(土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

<h3>幼儿园招收 2015 年度入园儿童</h3>	<p>平成27年度 幼稚園児を募集します</p>
<p><b>【公立幼稚園】</b> 2009 年 4 月 2 日～2011 年 4 月 1 日出生、在市内 有居民登录并与保护者同居的儿童可申请报名。报名 表请在 9 月 1 日(周一)～9 月 30 日(周二)之间到各幼 儿园领取。详细情况请向各所在园区的幼儿园或学事 课询问。</p> <p>◇报名表的受理：各幼儿园 4 岁儿童＝10 月 1 日(周三) 13:30～14:00 (受理结束后抽签) 5 岁儿童＝10 月 3 日(周五) 13:30～16:00</p> <p><b>【私立幼稚園】</b> 报名表从 9 月 1 日(周一)开始领取，10 月 1 日(周 三)开始受理。详细请向各幼儿园询问。</p> <p>◆开始实行儿童育儿新制度 根据 2015 年度开始实施的儿童育儿新制度，在办 理入园手续时，将受到对教育・保育的必要性进行认 定区分的判断。详细内容请询问。</p>	<p><b>【公立幼稚園】</b> 平成21年4月2日～平成23年4月1日に生まれ、市内に住み登録をして いる保護者と同居する幼児は応募できます。願書は 9 月 1 日(月)～9 月 30 日(火)まで各幼稚園で交付します。詳しくは通園区の幼稚園または 学事課までお問合せ下さい。</p> <p>◇入園願書受付：各幼稚園 4 歳児＝10 月 1 日(水) 13:30～14:00 (受付終了後抽選) 5 歳児＝10 月 3 日(金) 13:30～16:00</p> <p><b>【私立幼稚園】</b> 願書は 9 月 1 日(月)から交付し、10 月 1 日(水)から受付ます。詳しくは 各幼稚園までお問合せ下さい。</p> <p>◆子ども子育て新制度がスタートします 平成27年度より実施される子ども子育て新制度により、入園手続きには、 教育・保育の必要性などについて認定区分の判定を受けることが必要に なります。詳しくはお問合せ下さい。</p>
<p>询问处：所在园区幼儿园 学事课 TEL 06-4309-3271 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>申込・問合先：通園区の幼稚園 学事課</p>

<h3>申请支付海外疗养费</h3>	<p>海外療養費を給付</p>
<p>在海外旅游中因生病或受伤接受治疗时，可申请 支付部分医疗费。(除去以治疗为目的去海外的情况) ◇办理申请手续时所需材料： 诊疗内容病历书・收据单(如果使用外文则需翻译成 日文)、国民健康保险证、护照、图章、记载有银行 名的帐号。 ◇申请处：医疗保险室资格支付课或是行政服务中心</p>	<p>海外旅行中などに病気やケガの治療を受けた時、療養費の一部が 支給される場合があります。(治療目的の渡航を除く)。 ◇申請に必要な物 診療内容明細書・領収明細書(外国語で書かれている場合は 日本語の翻訳文が必要)、国民健康保険証、パスポート、印鑑、振込 先のわかるもの ◇申請先 医療保険室資格給付課 または行政サービスセンター</p>
<p>询问处：医疗保险室 资格给付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>申請・問合先：医療保険室 資格給付課</p>

## 是否办理了国民健康・后期高龄者医疗费的限度额适用认定证手续

国民健康・後期高齢者医療 限度額適用認定証の手続きはお済みですか

<p>在医疗机关付费窗口只需支付自己负担限度额的 「限度额适用认定证」手续是否已经办理？如果希望 继续使用此证时，必须重新申请。</p>	<p>医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額 適用認定証」の手続きはお済みですか。 認定証の交付を受けるには、申請が必要です。</p>
--	---



询问处: 医疗保险室 资格给付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804	問い合わせ先: 医療保険室 資格給付課 問い合わせ先: 医療保険室 資格給付課
---	--

<h3>申請支付高額療養費</h3> <p>1 个月的自我负担部分医疗费超过了自我负担限度额时, 超过部分可作为高额疗养费申请退还。请带好收据等向医疗保险室资格给付课或是行政中心提出申请。申请有效期为 2 年。但是, 保险费滞纳未缴者需要进行缴纳相谈。详细内容请咨询。</p>	高額療養費を支給します 1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を高額療養費として払戻します。領収書を添えて医療保険室 資格給付課または行政サービスセンターで申請してください。請求の効力は2年です。ただし、保険料の滞納があると納付相談が必要な場合があります。詳しくはお問合せ下さい。
询问处: 医疗保险室 资格给付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804	問い合わせ先: 医療保険室 資格給付課

<h3>国民健康保险费・后期高齢者医疗保险费</h3> <p>因有特别的事由缴纳保险费有困难时, 请勿必前来相谈。平日没有时间相谈者, 请利用节假日・夜间・办事处相谈。</p> <p>【节假日・夜间・办事处相谈】</p> <p>▼场所: 市政府大楼 2 楼医疗保险室保险料课</p> <p>▼日期: 8 月 23 日(周六) 9:00~16:00、24 日(周日)10:00~16:00、25 日(周一)、26 日(周二) 各自是 17:30~20:00</p> <p>【办事处相谈】</p> <p>▼场所: 布施站前市民中心(梦广场)</p> <p>▼日期: 8 月 22 日(周六)10:00~16:00</p>	国保・後期高齢者医療の保険料 特別な事情により納付が困難な場合は、必ずご相談ください。平日の相談が困難な方は、休日・夜間・出張納付相談をご利用ください。 【休日・夜間納付相談】 ▼場所: 市役所本庁舎 2階 医療保険室 保険料課 ▼日時: 8月23日(土) 9:00~16:00、24日(日)10:00~16:00、25日(月)、26日(火)それぞれ 17:30~20:00 【出張納付相談】 ▼場所: 夢広場(布施駅前) ▼日時: 8月22日(金)10:00~16:00
询问处: 医疗保险室 保险料课 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807	問い合わせ先: 医療保険室 保険料課

<h3>申请支付育儿援助奖励金</h3> <p>本市对抚养 3 人以上孩子, 在 2014 年度里缴清国民健康保险费的人, 给予支付育儿援助奖励金。</p>	子育て支援奨励金を支給 市では、平成26年度の国民健康保険料を年度内に完納した 18歳未満の子ども3人以上を養育している方に子育て支援奨励金を支給します。
询问处: 医疗保险室 保险料课 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807	問い合わせ先: 医療保険室 保険料課

<h3>成人用肺炎球菌疫苗・水痘疫苗</h3> <p>10 月 1 日开始接受成人用肺炎球菌疫苗・水痘疫苗的预防接种。</p> <p>【成人用肺炎球菌疫苗】</p> <p>◆对象: 2014 年度满 65 岁、70 岁、75 岁、80 岁、85 岁、90 岁、95 岁、100 岁的人。</p> <p>◆接种期间: 2014 年 10 月 1 日~2015 年 3 月 31 日之间接种 1 次。</p> <p>◆费用: 3000 日元 *领取生活保护者有免除制度。</p> <p>【水痘疫苗】</p> <p>◆对象: 市内在住的满 1 岁以上 3 岁未滿的人。有关接种方法等详细内容请咨询。</p>	成人用肺炎球菌ワクチン・水痘ワクチン 10月1日から成人用肺炎球菌ワクチン・水痘ワクチンの予防接種が始まります。 【成人用肺炎球菌ワクチン】 ◆対象: 平成26年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方 ◆接種期間: 平成26年10月1日~平成27年3月31日の間に1回 ◆費用: 3,000円 *生活保護受給者は免除制度あり。 【水痘ワクチン】 ◆対象: 市内在住の1歳以上3歳未滿の方 接種方法など詳しくはお問合せ下さい。
询问处: 健康推进课 TEL 072-960-3802 / FAX 072-960-3809	問い合わせ先: 健康づくり課

